

龍神堂医院 看護師・理学療法士等奨学金貸与規程

平成24年3月

龍神堂医院 看護師・理学療法士等奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人 龍神堂医院（以下「本院」という。）の看護師、理学療法士（以下「看護師等」という。）の確保及び資質の向上に資するため、将来本院において看護師等の業務に従事しようとする者に対し奨学金を貸与することで学生自身の負担を軽減する事を目的とする。

(貸与の対象及び方法)

第2条 奨学金は、看護師等を養成する大学、短期大学又は専門学校（以下「学校」という。）に在学している者で、本院における看護師、理学療法士等の業務（以下「本院の看護師等の業務」という。）に従事しようとする意思を有するものに対し、無利息で貸与する。

(貸与額)

第3条 奨学金の貸与金は、月額5万円とする。

(貸与期間)

第4条 奨学金の貸与期間は、学校の学則等に定める正規の在学期間とする。

(貸与の申請)

第5条

1 奨学金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は連帯保証人1～2名を立てて、奨学金貸与申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて院長に提出するものとする。

(1) 学校の発行する成績証明書(第1学年生の者は、在学証明書及び高等学校の成績証明書)

(2) 誓約書（別記第2号様式）

(3) 健康診断書

2 前項の連帯保証人は、それぞれ独立した生計を営み、奨学金の返還及び遅延利息の支払いの責任を負うことができる資力を有する者とする。

(貸与の決定)

第6条

1 院長は、前条の申請書の提出を受けたときは、書類審査及び面接により、奨学金を貸与する者を決定する。

2 院長は、前項の規定により奨学金の貸与を決定したときは、その旨を速やかに申請者に通知する。

(貸与の方法)

第7条 院長は、随時当該月の奨学金を毎月貸与するものとする。ただし特別の事由があるときは、この限りでない。

(貸与の決定の取消等)

第8条

- 1 院長は、奨学金の貸与の決定の通知を受けた者（以下「奨学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第6条の貸与の決定を取消すものとする。
 - (1) 退学したとき。
 - (2) 停学の処分を受けたとき。
 - (3) 心身の故障のため修学を継続することができなくなったと認められるとき。
 - (4) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
 - (5) 奨学金の貸与を辞退したとき。
 - (6) 死亡したとき。
 - (7) 申請書に虚偽の記載をし、又は不正な手段により奨学生となったと認められるとき。
 - (8) その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 院長は奨学生が休学したときは、復学するまで奨学金の貸与を停止するものとする。
- 3 院長は、奨学金の貸与の決定を取り消したとき、又は貸与を停止したときは、その旨を文書により当該奨学生（奨学生が死亡した場合にあっては、連帯保証人）に通知する。
- 4 奨学生は奨学金の貸与を辞退しようとするときは、奨学金貸与辞退届（別記第4号様式）を院長に提出するものとする。

(借用証書の提出)

第9条

- 1 奨学生は、学校を卒業したとき、奨学生の貸与の決定を取り消されたとき、又は奨学金の貸与を辞退したときは、直ちに、奨学金借用証書（別記第5号様式）を院長に提出するものとする。
- 2 連帯保証人は、奨学生が在学中に死亡したときは、直ちに、奨学金借用証書を院長に提出するものとする。

(奨学金の返還)

第10条 奨学生（又は法定代理人、連帯保証人を含む）は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、10日以内に貸与を受けた奨学金の全額を一括払いで返還しなければならない。

- (1) 奨学金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 学校を卒業した日から1年を経過する日までに看護師等の免許を取得しなかったとき。
- (3) 看護師等の免許を取得した後、直ちに本院の看護等業務に従事しなかったとき。
- (4) 本院の看護等業務に貸与相当期間従事しなかったとき。
- (5) 業務外の事由により死亡したとき。

(返還の免除)

第11条 院長は、次に掲げる場合は、貸与した奨学金の全部の返還を免除する。

- (1) 奨学生が、学校を卒業した日から1年を経過する日までに看護師等の免許を取得し、直ちに本院に看護師等として採用され、引き続き5年間（疾病、負傷その他やむを得ない

事由により業務に従事できなかった期間を除く。) 本院の看護等業務に従事した場合。

(2) 奨学生が、前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、本院の看護等業務を継続することができなくなった場合。

(遅延利息)

第 12 条 返還義務者が正当な理由なく奨学金を返還すべき日まで (第 10 条事由の生じた日から 10 日以内) にこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、当該返還すべき額につき年 5 % の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

(異動の届出)

第 13 条 奨学生は次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、その事実を証する書類を添えて、その旨を院長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 心身の故障により修学の見込みがなくなったとき。
- (3) 休学し、復学し、又は退学したとき。
- (4) 停学その他の処分を受けたとき。
- (5) 卒業したとき。
- (6) 看護師等の免許を取得したとき。
- (7) 連帯保証人の氏名、住所その他重要事項に変更があったとき。

2 連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、速やかに、その旨を院長に届け出なければならない。

(事務の所管)

第 14 条 奨学金に関する事務は、龍神堂医院事務課においてこれを行なう。

(その他)

第 15 条 この規程に定めない事項については、院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。